

社長のための勉強

平成 31 年 3 月 15 日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

消費税率に関する経過措置

今年 10 月 1 日から消費税率が 8%から 10%へ引上げられますが、経過措置が適用されるものについては 8%が適用されます。

主な経過措置の概要

◆旅客運賃等

旅客運賃、映画館等への入場料のうち 9 月 30 日までに領収済みのもの

◆請負工事等

3 月 31 日までに締結した請負契約に基づく目的物の引渡し（工事や製造の他に測量、ソフトウェア開発など完成まで長期間を要し引渡しが一括して行われるものが対象となります。）

◆資産の貸付け

3 月 31 日までに締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、次の①及び②又は、①及び③の要件に該当するもの。

- ①貸付けの期間及び期間中の対価が定められていること
- ②事情の変更等の理由により対価の変更ができないこと
- ③契約期間中に中途解約できないこと

◆その他

上記以外に電気料金、予約販売、特定新聞、通信販売についても経過措置が設けられています。

基本的には消費税率引上げに伴う経過措置は前回の改正時と同様です。